

# 作業仕様書

本請負事業の仕様書は次のとおりとする（最新版は関東森林管理局ＨＰに掲載）。

- ・製品生産事業請負標準仕様書
- ・関東森林管理局製品生産仕様書
- ・検査業務仕様書

## 特記事項

### 1 森林作業道作設について

- (1) 森林作業道の作設は「森林作業道作設指針」に基づき行うこととし、別紙1「森林作業道作設に係る特記仕様書」のとおりとする。
- (2) 請負者は、作設する森林作業道の路網計画を明示した図面を含めた事業計画書を森林管理署長に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 請負者は、(2)で承認された森林作業道の路網計画に変更が生じたときは、その内容について事業計画を変更のうえ発注者に提出し、承認を受けなければならない。
- (4) 発注者は、伐採・搬出期間中及び搬出後の契約履行状況等を確認し、確認を受けた路線等が路網計画と異なる施工等により林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は発注者の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

### 2 事業用車両の通行について

- (1) 事業用運搬路として公衆に供する道路や林道を通行するにあたり、道路敷、周辺構造物等に損害を与えないこと。損傷等の行為があった場合は、原因者負担により対処すること。
- (2) 車両の安全運転、過積載防止等については、法令に基づき荷主又は事業者の責任により行うこと。
- (3) 水無山元土場に関わるトラック運搬は適正な速度で地元住民に配慮した運行をすること。

### 3 虫害による被害防止のための休止期間について

虫害による被害を防止するため、6月～8月の間で一定期間（概ね1か月程度）の事業休止期間を設けることとする。

なお、休止の期間、内容等の詳細については事前に監督職員との協議により決定することとする。

### 4 事業地の注意事項について

- (1) 保護伐の事業地には国道353号（管理者：南魚沼地域振興局地域整備部）が走っており、道幅が狭く車両の通行の際には十分注意すること。必要に応じて関係者と調整のうえ、車両進入禁止措置を実施する場合は地権者等の同意を要するため、事前に監督職員と協議すること。また、歩行者に対して通行禁止措置を実施することはできないため、歩行者には十分に注意すること。

### 4 保安林における諸作業について

伐採に係る協議は管轄する地域振興局に対し事前に発注者で行うこととするが、土地の形質変更や支障木に係る協議は、契約後に事業者が土場敷、作業道敷等の位置や支障木を決定し発注者が調

査、確認した後に協議を行うこととなるため、それらの決定は作業着手の 1 ヶ月程度前までに行い監督員へ連絡すること。また、作業は発注者から諸手続完了の連絡を受けた後、着手すること。

## 5 山火事発生時における消火活動等への協力について

請負者は事業実行期間中において、山火事や集中豪雨等に伴う土砂災害が発生した場合は、消火活動や復旧作業等への協力に応じること。

## 6 作業時期について

契約締結以降に請負者が作設する森林作業道の路網計画を明示した図面等を含めた事業計画書を森林管理署長に提出し、承認後に着手とする。

## 7 立木の伐採について

- (1) 伐採区域は外周（一部内縁）立木にオレンジテープ・赤スプレーで標示してあるため、それらの標示を確認し区域外の立木を誤伐しないよう十分注意すること。

## 8 造材及び樅積について

「造材寸法書」及び「樅積基準書」のとおりとするが、市場ニーズに応じて有利販売になるよう努めることとし、必要に応じてシステム販売協定者の採材指導を受けること。なお、造材についてはプロセッサを標準としている。

## 9 検知作業について

原則として一般材は毎木検知、低質材は層積検知とする。ただし、低質材であっても層積検知換算率を算出するため、層積検知開始前に 1 つ以上の樅山については毎木検知も行うこととする。また、換算率は針葉樹 (N)、広葉樹 (L) 每に算出し、それぞれの転用は不可とする。また、事業中に生産元林小班や材品質が変わった場合、その都度換算率の変更を指示する場合がある。

## 10 システム販売について

当事業における生産素材の一部はシステム販売材としてシステム販売協定者に対し販売する予定があることから、協定者との連携を十分に行い、監督職員等の指示の下、円滑な巻立、運材に必要な調整を行うこと。また、昨年同様に発注者、請負者、協定者の 3 社による現地検討会を行う予定であることから現場代理人は参加し必要に応じて採材の調整を行うこと。

## 12 事業進捗状況管理

- (1) 製品生産事業請負実行管理基準に定める作業日報は、様式 2 により作成すること。
- (2) 毎月、様式 1 「工程管理表（月別）」を作成し、翌月 10 日までに提出すること。また、事業終了時には「工程管理表（最終）」を提出すること。

なお、日報及び工程管理表については日報アプリによる提出を認めるものとする。どちらを選ぶかは、事業開始前に発注者と決めておくこと。

## 13 C S F (豚熱) の感染拡大防止

新潟県におけるC S F対策を熟知して適切な対応に努めること。